

# 消費税法改正等のお知らせ

この度、消費税法が改正され、2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げとなり、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。これに伴い、当JAにおいても下記の内容にて、消費増税により表示価格が上がりますので、宜しくお願い申し上げます。

## 1 消費税率の引上げ内容

消費税率引き上げ及び軽減税率導入により、税率はそれぞれ下記のとおりになります。

区 分	時 期 2014年4月1日～ 2019年9月30日	2019年10月1日～	
		標準税率	軽減税率
消 費 税 率	6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率	1.7%	2.2%	1.76%
合 計	8.0%	10.0%	8.0%

## 2 軽減税率の対象となる品目

### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいいます。  
なお、医薬品・医薬部外品・外食・ケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

### 新 聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行するもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

## 3 JAでの対応

消費税法改正に基づき2019年10月1日からJA事業においても、新税率10%（一部除く）の対応となります。

事業名	金 融	営 農 経 済	その他
お取引内容	●各種手数料 など	●肥料・農薬・生産資材等の物品の 購買代金 ●農畜産物販売手数料・検査手数料 ・各種施設の利用料・運賃 など	●サービスの 提供料 など

※ 以上のことから、増税に伴う駆け込み需要が予想されます。肥料・農薬・生産資材等の物品のお引渡しが、10月1日以降となる場合には、税率10%が適用されますので予めご了承願います。

組合員の皆様には、計画的な購入・出荷にご協力いただけますようお願い申し上げます。

詳しくは最寄りの支店・営農経済センター・事業所等にお問い合わせください。